

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 にぎわい交流課	
不利益処分名	駐車場の退場命令	
根 拠 法 令	徳島市商業観光施設事業条例	
根 拠 条 項	第35条第2項	
連 絡 先	○徳島駅前西地下駐車場 徳島都市開発株式会社 (電話 088-626-0348) ○紺屋町地下駐車場 株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体 (電話 088-654-0566) ○新町地下駐車場 株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体 (電話 088-652-5213)	
処 分 基 準	基 準	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他の自動車の駐車を妨げる者。</p> <p>(2) 駐車場の施設を汚損し、又は毀損する者。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為を行う者。</p> <p>(4) 上記のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすそのある行為を行う者。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成31年4月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)